議案第54号

財産を無償で貸し付けること(湖山池漕艇場のリギン グ場及び駐車場の用地)について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種	類	所	在	地	数	量
土	地	鳥取市湖山町南五丁目727番ほか6 筆			1,000平方メートル	

2 相 手 方

鳥取市

3 貸付期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 理 由

ボート競技の振興を図るため、県が整備した湖山艇庫に隣接して鳥取市が整備したリギング場 (競技者の体格に合わせて艇を調整する場所)及び駐車場の用に供する土地を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。